

## 情報を伝えて、被害を未然に防ぎましょう（２）

～高齢者の高額な被害が相次いでいます～

本年９月に未納金名目による架空請求詐欺により高額な６８０２万円が騙し取られる被害が発覚（昨年から本年７月にかけて）して以降、１１月には遺産相続に必要な書類の所得費用などの名目で２０８０万円（本年９月頃）を、また裁判費用の名目で２０００万円（本年４月頃）を騙し取られる被害が相次いで発覚、さらに１２月に入って県職員を名乗る男に７００万円を騙し取られる被害が発生するなど、高齢者の高額な被害が相次いでいます。お金がらみの電話があった場合、まずは詐欺と疑うなど、大切な財産を守るため被害に遭わないよう注意しましょう。

その他、全国でも様々な被害が発生しています。被害を未然に防ぐため、各会員に周知いただくとともに、友愛訪問活動等を通じた地域高齢者への注意喚起にご協力くださるようお願いいたします。

<県消費者情報センターや国民生活センターから寄せられた被害・相談等の情報>

### ●「訴訟最終告知」などと書かれたハガキに注意

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれた公的機関のような名前のところからハガキが届き、「給与や不動産等を強制的に差し押さえる」等と不安をあおって電話をさせ、弁護士等を名乗る者を介して、訴訟の取り下げ料を請求され、支払わせるといった被害が報告されています。

このような身に覚えのないハガキには連絡しないようにしましょう。



### ●県や消費生活センターをかたる電話等に注意

県の「生活安全課」や「生活安全センター」などと名乗って電話し、信用させた上で実在の通販会社や健康食品会社などをあげ「あなたの個人情報が漏れている」と個人情報の削除を持ちかけます。「解除するのにキャッシュカードが必要」「削除するにはあなたの代わりの人を登録する必要がある」などといってお金をだまし取る手口です。

公的機関が「個人情報を削除する」といって電話をかけることはありません。



### ●被災地への募金・寄付を悪用した買い取りに注意

「豪雨の被災地に古着とか靴などを送るので何かないか」と電話があり、「外に出しておくると盗難の恐れがあるので、後日訪問する」などと持ちかけます。法律の改正によって、突然訪問による不用品の買い取りの勧誘はできなくなりましたが、訪問をする際の口実として、被災地への募金や寄付が利用される可能性があります。

現在保管場所や整理の問題で中古衣料品を受け付けていない自治体が多いので、募金や寄付を装った訪問買い取りには注意しましょう。



## ●インターネットでの旅行予約に注意

インターネットで旅行の申し込みをしたが、いけなくなったのでキャンセルをしたところ、高額な解約料を請求された。キャンセルをしたいが電話もつながらず、メールの返信も来なくなったなどのトラブルが相次いでいます。インターネットでの旅行予約は店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることができません。

利用規約等をよく読み、予約内容やキャンセルなどの契約条件は、申し込みの前によく確かめましょう。



## ●電気治療器具の訪問販売に注意

電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問してきた営業員から高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。電話で「腰が痛い」などと伝えると「もみ方の指導に行く」などと言われ、訪問した際に電気治療器の体験をさせられて38万円で契約したといったケースもあります。

商品の販売を目的としていないか確認し、必要がなければ商品の購入、自宅への来訪をきっぱり断りましょう。



## ●保険金が出ると謳う住宅修理に注意

今夏は台風などの自然災害が頻発したため、「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」「保険金が出るようサポートするので修理をしないか」と勧誘され、問題になるケースが全国的に増加しています。

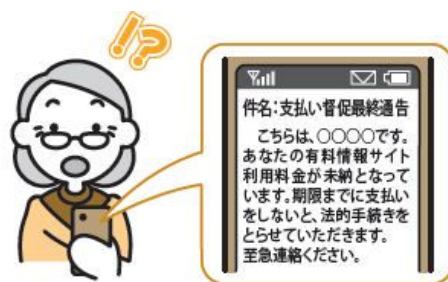
保険金の下りることばかりを強調され、契約内容や手数料・違約金などの説明が不十分だったり、ずさんな工事をされたり、見積りと違う工事をされるなど様々なトラブルが報告されています。

「自己負担なく修理ができる」と言われても、すぐに契約せず、まず提案された工事内容を保険会社に詳しく伝え、保険金でまかなえる工事なのかどうか確認するようにしましょう。



## ●引き続き、SNS（ショートメッセージサービス）の架空請求に注意

「携帯電話に『受信料についてご確認ください』とのメールがSMS（携帯電話番号で送受信できるメール）で届いた。『放送法義務規定違反における通知』とあり、『本日中に連絡しないと法的措置をとる』とも書かれている。公共放送の受信料に関しての請求なら連絡したほうがよいか。」との相談がありました。



実在する事業者名をかたったり、法的措置をとるなどと記載したり、消費者の不安をあおるケースも見られます。電話やメールで連絡を取ってしまうと新たに個人情報を知られてしまいます。相手に連絡をせず、不安に思ったら、すぐに消費者センター等に相談しましょう。

## ●「安くなる」光回線サービスの変更に注意

「『電力工事のお知らせに訪問したい。』と言われ、契約中の電力会社だと思い話を聞いた。『この地域は皆この光回線にしている。』などと変更が必要であるかのように言われ、書類に記入したら、別会社への光回線の申込だった。」



「契約中の大手通信事業者を名乗る電話があり『今より千円ほど安くなる』と勧誘された。同社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。」

大手通信事業者から光回線を借り受けた事業者（光コラボレーション事業者）が提供する光回線サービス（コラボ光）に関する相談が寄せられています。

「安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなることがあります。勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解出来ない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。

## ●天皇陛下の即位に便乗した悪質商法に注意

「見知らぬ事業者から『平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか』と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。」

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。

中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。

話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。

また、注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。



## 消費生活相談は「188」へ！

悪質商法等による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは

「消費者ホットライン  
＝局番なしの『188』」をご利用ください。